

文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」 (平成26年6月公表) について

1. 調査概要

(1) 目的

学校における性同一性障害に係る対応に関する現状把握を行い、全体的な状況及び配慮の具体的内容など、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的とする。

(2) 対象学校

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（特区制度により株式会社等が設置する小学校、中学校、高等学校を含む）、及び特別支援学校（除：幼稚部）

※ 各都道府県教育委員会等を通じて調査

(3) 対象時期

平成25年4月～12月

(4) 「性同一性障害に関する教育相談等」について

- ① 本調査の対象となる「性同一性障害に関する教育相談等」とは、児童生徒本人が性別違和感を持ち、かつ児童生徒本人又は保護者が性同一性障害であるとの認識を有している場合であって、「児童生徒又は保護者がその児童生徒本人の自己認識を学校の教職員に開示している」（「児童生徒又は保護者が学校における生活上の特別な配慮を求めている」場合を含む。）場合であるものとする。
- ② 本調査において、上記①以外の場合について、学校独自の判断で児童生徒を性同一性障害として扱うことがないよう留意すること。
- ③ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」における「性同一性障害」の定義は、下記参考のとおりであるが、本調査においては、医師の診断の有無にかかわらず、児童生徒又は保護者の認識に基づき判断するものとする。
- ④ 相談者である児童生徒本人及びその保護者の心情の尊重を最優先事項とし、相談者が本調査に対して回答することを望まないケースについてまで報告を求めるものではないこと。
- ⑤ 学校において既に把握している教育相談等の事例のみを調査対象とするものであり、新たに児童生徒及び保護者に対して調査を行わないこと。

(参考)「性同一性障害者」の定義

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第二条より)

(5) 調査項目

【A. 調査票を提出する場合に必ず回答を求めた項目】

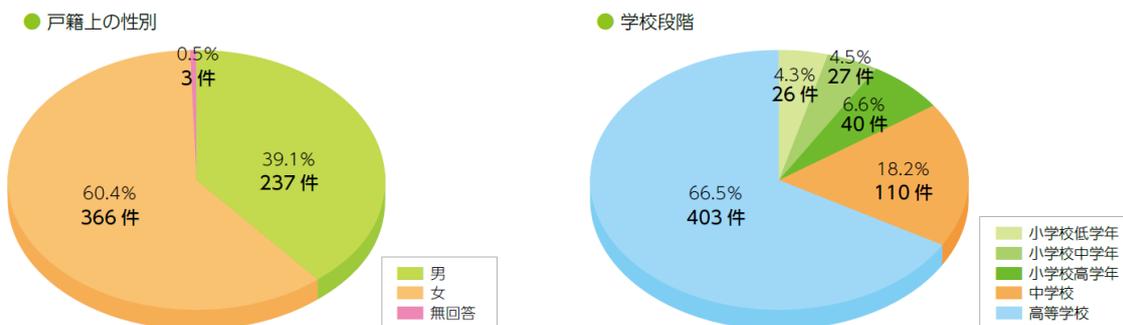
戸籍上の性別、学校段階、特別の配慮をしているか否か(特別の配慮をしている場合、その具体の項目)

【B. 調査票を提出する場合に可能な範囲での任意回答を求めた項目】

医療機関への受診の有無、性同一性障害としての診断の有無、他の児童生徒や保護者に対する取扱(秘匿しているか否か)、学校の体制、現状、課題等

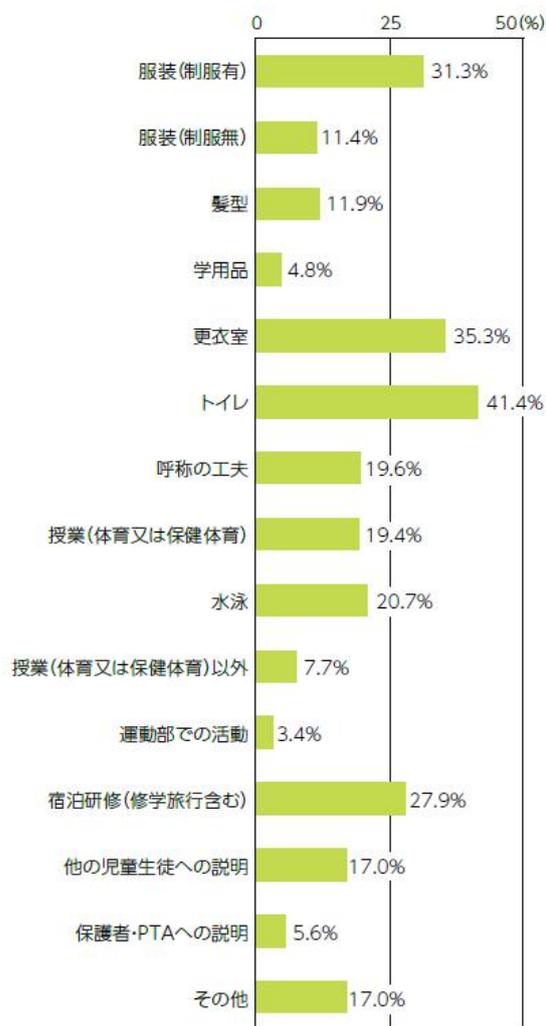
2. 結果概要

(1) 報告のあった件数：合計606件



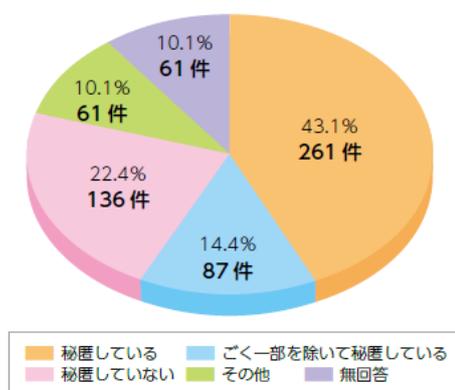
※今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

(2) 特別な配慮の状況
(小中高等学校全体)



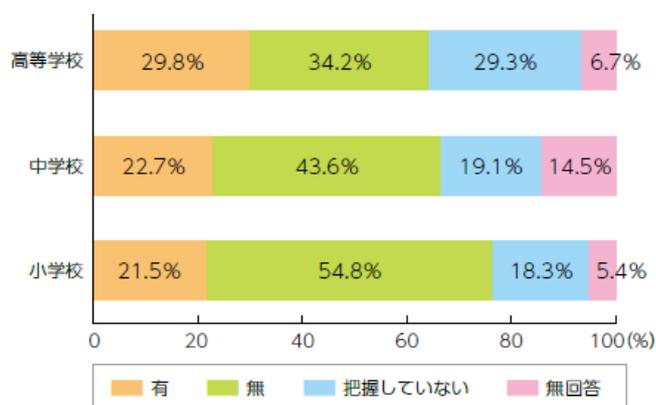
→全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていた。

(3) 他の児童生徒や保護者に対する取扱
(秘匿の状況)



→約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていた。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていなかった。

(4) 性同一性障害としての診断の有無



→性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えるが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況であった。

(参考) 特別な配慮の事例

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす